

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530078

研究課題名(和文) リベラルアーツとしての民法学の教育研究方法論の研究

研究課題名(英文) Study on the Research and Educational Methodology of Civil Law as a Liberal Arts Subject

研究代表者

内田 勝一 (UCHIDA KATSUICHI)

早稲田大学・国際教養学術院・教授

研究者番号：10063794

研究成果の概要(和文)：

専門職としての法律家養成を目的とするロースクール制度が確立しているアメリカでは学士課程法学教育には、プレローモデル、リベラルアーツモデル、学際モデル、職業教育モデルがある。法科大学院制度導入時の日本では学士課程法学教育の理念としてリベラルアーツとしての法学が強調された。しかし、法科大学院既修者コースへの進学が重視された結果、既修者試験合格のための法学教育が中心を占め、現在ではリベラルアーツとしての法律学、民法学という観点は失われてしまった。

研究成果の概要(英文)：

In the United States, where the Law School system has been firmly established, there exist four different models of undergraduate legal education; namely, Pre-law model, Liberal arts model, Inter-disciplinary model, and Vocational model. At the time of introducing professional graduate school of law in 2004, some legal scholars and educators emphasized the ideal of libera-art education as a purpose of undergraduate legal education. However, as the number of successful applicants of "Kisyu-Sya course" of a professional graduate school of law became the criteria of evaluating the quality of undergraduate school of law, so traditional legal education regained its popularity and the standpoint of legal study and civil law as a liberal-art education has faded away.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：民法

1. 研究開始当初の背景

2004年に、法律専門家養成の専門職大学院として法科大学院制度が導入された。その当時、法科大学院と併存する学士課程法学教育のあり方についてはいくつかの考え方があった。

があった。

非法学部における法学教育については別として、法学部における法学教育は、法科大学院既習者コースへの進学を念頭において、従来とほぼ同様の法学教育をするという考

え方と、法律家になるための専門的な法学教育は法科大学院でなされるべきであるから、法学部における法学教育は、リベラルアーツとしての観点から行われるべきという考え方があった。

そこで、本研究は、導入当時の理想にしたがって、法学部における法学教育がリベラルアーツという観点から行われると想定した場合、法学教育の中心をなす民法学の教育研究の方法はどのようなものであるべきかを検討しようとした。

2. 研究の目的

本研究は、学士課程における法学教育の目的をリベラルアーツという観点から行うと想定した場合、そこにおける民法学の教育研究方法はどのようなものであるかを研究しようとした。

3. 研究の方法

本研究は、いくつかの要素・方法からなる。

第1は、アメリカに関する検討である。法律家養成のための法学教育が専らロースクールで行われるアメリカにおいて、学士課程でどのような法学教育が行われているのかを、最初に文献調査により明らかにし、次にこの分野で活発な研究を行っている研究者を訪問してのインタビュー調査をおこない、さらにリベラルアーツ大学の法学教育に関するカリキュラムの分析をおこなった。

第2は、日本と同様2010年から法科大学院制度が導入された韓国における学士課程法学教育の検討である。これも文献調査及び高麗大学などを訪問してのインタビュー調査を行った。

第3に、アメリカ及び韓国の調査を踏まえた日本における学士課程法学教育の現状分析である。これは学士課程法学教育に関する文献調査等、及び早稲田大学法学部において1994年にカリキュラム改革・入試改革などを教務主任として立案実行した経験に基づき、2004年以降の各大学法学部における法学教育の内容を分析し、考察を加えた。

最後に、リベラルアーツとしての法学教育という観点を強調するカリキュラムの中で民法学がどのような性質の科目として、どのような教育方法によってなされるべきであるかを考察した。

4. 研究成果

本研究によって得られた研究成果を以下で分けて論じる。

(1) アメリカ学士課程法学教育の特徴

ロースクールにおける専門的な法学教育が学士課程から明確に分離されているアメリカでは、学士課程には法律学の専門的研究者はおらず、専門的な法学教育はなされないと

いう前提で、学士課程法学教育が組み立てられている。文献調査、インタビュー調査、カリキュラム分析の結果、学士課程における法学教育は、学生に身近な問題を取りあつかい、正義・生命と死・犯罪と刑罰など多くの事柄を考えさせる内容からなっているので、学生にとって人気の高い科目であることが判明した。さらに、アメリカにおける学士課程法学教育には以下の4つの類型があることが明らかになった。

①ロースクールへの進学を目的とする学生に対して法律学の科目を事前に教育する「プレローモデル」は、どの程度の数の科目を提供するか、担当教員が法律家の資格を有しているかでさらにその内容は異なる。このようなコースを提供する大学は少なくない。憲法入門、刑事司法制度入門等の科目がポピュラーな科目である。しかし、ロースクール側はロースクール入学前に法律学の科目を学ぶ必要はないし、ロースクールの専門的な法学教師でない者による教育は有害無益であるというある種差別的なニュアンスのある態度をとっている。

②「リベラルアーツモデル」は、とりわけ、いわゆるリベラルアーツ大学において行われるモデルである。法律学を法律家養成とは無関係に、独自の価値を有する学問として、リベラルアーツ教育を行う素材として教育するものである。これを担当する教員は法律家である場合とそうでない場合とがあるが、批判的な思考力を養う素材として法律に関する文献を読解させ、分析させ、論理的な議論を展開することができる能力を育成することが教育の目的となる。これは、知的水準の高い学生が多く、大学院進学率が高いリベラルアーツ大学においてのみ可能であり、また、リベラルアーツとして法律学を教育する能力を持った教員を雇用する財政的基盤のある一流のリベラルアーツ大学においてのみ可能である。

③法律学以外の学問領域において、法がどのように取り扱われているのかを主たる研究教育課題とするのが「学際モデル」である。政治学、哲学、文学、心理学等の教員が、自己の専門とする学問領域の方法論を法学へと応用するものであり、担当する教員は自己の所属する学問の専門的研究者という意識でカリキュラムを構成する。それゆえ、担当教員は法律学者ではなく、法律学を教育しているという自覚もない。例えば、政治学の研究者が憲法を論じる場合、哲学者が法哲学を講義する場合、文学研究の中で法、法律家、裁判がどのように取り扱われているかを論じる場合など、多様な形態が存在する。大学にとっても、法律学に関する特別の学科を作る必要はなく、また特別に教員を雇用する必要もない。財政的な負担なく、学生に人気の

ある科目群を作り出すことができるので、「学際モデル」は多くの大学に見られるものである。

④レベルのそれほど高くない学士課程、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジに多く見られるものとして「職業教育モデル」がある。これは刑事司法モデルという形態をとるのが一般的であり、刑務所職員や警察官を志望する学生に対する職業教育として、存在している。

⑤リベラルアーツとして法学教育をする場合には、憲法、刑事法に関する判例が利用されることも多いが、契約、財産権、不法行為など民法に関する素材が用いられることはほとんどない。これらの判例分析には法学的な素養が必要だからである。しかしより本質的なことは、大陸法の諸国に見られるように、民法を市民社会の基礎を構成する法と把握する態度はアメリカ法にはないことである。契約、財産権、不法行為などの科目が並列的に存在し、教育されるアメリカ法学教育においては、市場経済の基盤をなすものとして、法人格（権利能力者）の平等、絶対的な財産所有権の保障、自由な契約による取引・財産交換過程の保護を位置づけ、民法をその基本法として理解する視角も見られない。それ故、民法という基本概念のないアメリカでは、リベラルアーツとしての民法という視点は存在していない。

（2）韓国における法科大学院制度の導入と学士課程法学教育

従来、韓国の法学教育は日本のそれと同じであり、法学部での4年間の法学教育、合格率が低く、競争が厳しい司法試験、司法試験合格者に対する司法研修所での実務教育からなっていた。しかし、韓国は、2010年に法科大学院制度を導入したが、その内容は日本とは全く異なる。法科大学院は日本とは異なり設置基準を極めて厳しくし、設置大学数を全国で25に限定し、定員も少なくし（もっとも多いソウル国立大学法科大学院でも140名にとどめている）、法科大学院入学試験では法科大学院適性試験の他、学士課程の成績、高次の外国語能力を審査するものであり、専門職としての法律家を養成するというよりは、国家の行政管理、大企業の経営幹部の育成をも目的としており、カリキュラムもそのような観点から形成されており、国家的なエリート育成機関としての性格を明確にしている。さらに、司法研修所も廃止し、法科大学院の3年間の課程で実務的教育がなされるものとしている。法科大学院卒業試験が実質的には新司法試験と機能することになっている。

日本の制度ともっとも異なるのは、法科大学院を設置して大学は学士課程においては

法学部を設置できないとしたことである。専門的な法学教育ができるのは選ばれた法科大学院であり、その域・レベルに達しない大学は法学部を設置するとして、法学教育に類型的に明確な区別を持ち込んだことである。したがって、法科大学院を設置することができず、法学部のみしか有していない大学や法学部では、法科大学院を設置できなかったことに対する不平や不満はあるが、学士課程における法学教育に関しては、どのような内容とすべきかについての議論はほとんどされていない。法科大学院制度が設置されたばかりの韓国では、法科大学院における教育の内容、方法、新司法試験などに関する議論はあっても、民法学内制的な教育方法論の議論はもとより、リベラルアーツとしての法学教育という問題意識も存在していない。

（3）法科大学院制度導入後の日本の法学部における法学教育の特徴

法科大学院制度の導入当時、アメリカと同じように法学部を廃止して、法学教育は法科大学院のみとするという考え方が存在していた。この考え方によれば、学士課程における法学教育は不要であり、たとえ、法学教育を行うとしても、それはリベラルアーツという観点からなされるべきであると主張した。これに対して、学士課程卒業生に法学教育を施すことは国民の法的理解能力を維持し、高めるために有益であり、公務員や企業で働く者にとっても基本的な法学の知識と法的な思考能力、判断能力が必要であり、法科大学院に進学し、専門的法律家になる者は限られているのであるから法学部を併存させるべきという見解もあった。この議論ほどの程度の数の法科大学院を設置するかという議論とも関連していた。このような中で、結局70あまりの法科大学院が開設されたが、一つの法学部も廃止されなかった。

では、法科大学院制度と併存する学士課程法学教育はどのような理念、目的からなり、いかなる内容を構成すべきかが問題となる。法科大学院における法学教育に関する議論は活発に行われたが、学士課程法学教育に関する議論は低調であった。従来も一般教養科目としての法学教育、商学部などの非法学部における専門科目としての民商法科目教育に関する議論はわずかしかなかった。このような中で、法科大学院制度導入当時、有力になったのは、専門的な法学教育は法科大学院でなされるので、法学部における法学教育は教養教育を主眼として、その一環としてなすべきである、リベラルアーツ科目として法学教育をなすべきという立場であった。これに対しては、法科大学院において既修者コースがあることは、法学部において専門的な法学教育がなされることを前提とすると考え、学

士課程・法学部における4年間の法学教育と法科大学院既修者コースにおける2年間の法学教育とを実質的に連結した6年一貫の法学教育をなすべきと考える者も存在した。設置当時の公式的な見解は学士課程における法学教育は不要であるとか、法学部と法科大学院とは入学者選抜において厳密に分離されるべきでとするものであり、法学部から法科大学院への6年制一貫教育を志向する考えには厳しい批判が寄せられた。もっとも前者の立場に立った場合、リベラルアーツとしての法学教育はどのようなものであるべきかについてはさほど詳細な議論はされなかった。

このような中で、法科大学院制度が生まれ、新司法試験が開始された。制度構築者の期待とは異なり、新司法試験の合格者数が大幅に増加することはなく、合格率も予想よりは低く、2年制の既修者コースの修了者の合格率と3年生の未習者コースの合格率に大きな差が生じるという事態が生じた。その結果、法科大学院に進学する者の中では法学部を卒業して既修者コースに入学する者、法学部を卒業して未習者コースに入学する者(いわゆる隠れ既修者)は増加したが、法学部以外の学部を卒業して未習者コースの入学する純粋未習者の数は減少傾向にある。法科大学院制度の理想を信じて法学部以外の学部に進学した後、法科大学院に進学する学生(多くは弁護士の子弟である)もいないわけではないが、法律家になろうとする者は学部段階において法学部を選択するという傾向が強まった。法学部においては法科大学院既修者コースに合格できるような教育をなすべきという圧力が高まり、法学部の入学難易度が法科大学院既修者コース進学者の数、合格率によって判断される状況が生じたために、既修者コース入学試験で課される民法・憲法。刑法などの基本3科目ないし商法と両訴訟法とを含めた6科目の教育を徹底して行う傾向が生じてきた。法学教育は法科大学院でおこない、法学部では専門的な法学教育を行わないとする設置当時の理想は現実の前に夢物語と化してしまった。

(4) リベラルアーツとしての法学、民法学教育

では、リベラルアーツとしての法学教育という考えはどうなったのであろうか。前述したように、法学部においてはこれまで以上に伝統的な解釈論を中心として法学教育が行われるという傾向が生じた。法科大学院制度の現実の前では、法学部におけるリベラルアーツとしての法学教育という考え方は影響力を失ってしまった。

しかし、他方、学士課程教育においてリベラルアーツ教育を重視すべきという考え方

が一つの極めて有力な傾向として生じてきたことに注目すべきである。1990年代以降、大学設置基準変更により、一般教育科目、一般教育課程を廃止し、専門科目に置き換える傾向が生まれた。しかし、これに対して、この状況によって、論理的思考能力、批判的考察能力が衰えてきており、リベラルアーツを学士課程の教育目的として再評価すべきである、高度化が著しい専門知識・専門教育は大学院において行うのが適切であり、学士課程では教養科目を重視すべきであるという考えも強くなってきた。さらに近時ではグローバル人材の育成が大学教育の目的であり、基本的な専門知識も必要であるが、批判的思考能力を育成するリベラルアーツ教育、グローバル化した世界で異なる文化的背景を有する者と交流することができる外国語能力の養成こそが重要であるとする考え方が強まってきた。そのような観点からすると、近時各大学で設置がされている国際教養システム学部において法学教育がなされるのであれば、それはリベラルアーツとしての法学教育を目的とすることになる。

では、リベラルアーツ科目として民法が教育される場合、それはどのような理念・目的・内容を持つのであろうか。市民社会・市場経済の基盤をなす民法の基本的な論理を学ぶことが前提となる。確かに、市民生活と法という観点から、民法財産法、家族法のルールを学ぶことは市民的常識を形成するものとして重要であるが、リベラルアーツという観点では大きな位置を占めるものではない。むしろ、自由で平等な市民としての独立した法的人格の尊重、財産権の保障、自由な契約締結、意思自治、自己規律と自己責任という概念を理解することがリベラルアーツとしての民法を学ぶことの中核となる。そして、そのような観点からカリキュラム、授業内容を構築するが課題となる。

(5) 本研究成果の持つ意味と今後の展望

本研究はリベラルアーツとしての民法学という視点から、学士課程法学教育の特徴を論じた。法科大学院における法学教育のあり方については一定の議論がされてきたが、法科大学院開設後の学士課程法学教育の特徴についての議論がほとんどなされていない状況において、アメリカと韓国とを対比しつつ、その特徴・性質を考察した本研究はこれまでにない斬新な視点を提供するものであり、今後の学士課程法学教育の方法・内容研究の出発点となる。とともに、既修者コースが大きな位置を占める法科大学院制度と法学部とが併存する現行法制は、学士課程法学教育をより解釈論を重視する方向へと進める傾向を有しており、導入当時喧伝されたリベラルアーツとしての法学教育という観点

を失うという本研究の成果は、いろいろな意味において、今後の法学部教育のあり方、カリキュラムの構成原理に対しても貴重な示唆を与えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

内田 勝一「アメリカ学士課程における法学教育」『比較法学45巻3号』掲載予定 査読なし 早稲田大学比較法研究所 2012年3月発行予定

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内田 勝一 (Uchida katsuichi)

早稲田大学・国際教養学院・教授

研究者番号：10063794